

# 倉敷市高梁川流域圏内 地域資源商品改良事業補助金の手引き

令和7年度版

倉敷市高梁川流域圏内地域資源商品改良事業補助金

大都市圏(主に関西圏)で売れる商品をめざす  
**商品改良・試作品の製造**  
(パッケージ改良を含む)を支援します!!

補助上限額 **10万円** 申請期限 令和7年7月11日(金)

補助率 **経費の1/2**

**対象事業** ●高梁川流域圏とは(新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、淡口市、里庄町、笠岡市及び倉敷市の7市3町)

高梁川流域圏内の地域資源を活用した食品・非食品を製造・販売する流域圏内の中小事業者等が、**大都市圏で売れる商品づくり**を目指し、市が実施する「**個別商品相談会**」で**助言**を受け、**商品改良等**をする取組が対象です。

**交付対象者** 次のいずれかに該当するもの

- 高梁川流域圏内に住所及び事業所がある個人事業主
- 高梁川流域圏内に主たる事業所がある会社
- 高梁川流域圏内に事業所を有する就労継続支援を行う法人その他の団体

**補助金申請の流れ**

|       |          |        |                   |             |           |
|-------|----------|--------|-------------------|-------------|-----------|
| ①セミナー | ②個別商品相談会 | ③補助金申請 | ④個別商品相談会(フォローアップ) | ⑤テストマーケティング | ⑥マッチング商談会 |
| 5月23日 | 6月下旬     | 7月11日  | 8月頃               | 11月下旬~12月頃  | 2月頃       |

※②、④に基づき商品改良等を行い、⑤に参加することが申請の条件です。  
※補助金は、申請いただいた後に内容を審査の上、交付を決定します。

【問合せ・申請先】倉敷市商工課くらしき地域資源推進室  
Tel 086-426-3406

くらしき地域資源推進室 SDGs 倉敷市・高梁川流域

文化産業局商工労働部商工課

くらしき地域資源推進室

## 目 次

|    |                                            |   |
|----|--------------------------------------------|---|
| 1  | 目的 .....                                   | 1 |
| 2  | 補助金の交付対象者 .....                            | 1 |
|    | （1）圏内地域資源を原材料とする加工食品又は製品を製造又は販売する中小企業者 ..  | 1 |
|    | （2）圏内地域資源を原材料とする加工食品又は製品を製造又は販売する法人等 ..... | 1 |
| 3  | 補助の内容 .....                                | 2 |
| 4  | 事業募集期間 .....                               | 2 |
| 5  | 申請から補助金交付までの流れ .....                       | 2 |
| 6  | 申請手続 .....                                 | 2 |
|    | （1）提出書類 ※様式は市 HP からダウンロードしてください。 .....     | 3 |
|    | （2）提出先及び提出方法 .....                         | 3 |
| 7  | 実績報告手続 .....                               | 3 |
|    | （1）提出書類 .....                              | 3 |
|    | （2）提出先及び提出方法 .....                         | 3 |
| 8  | 補助金請求手続 .....                              | 4 |
|    | （1）提出書類 .....                              | 4 |
|    | （2）提出先及び提出方法 .....                         | 4 |
| 9  | その他の手続 .....                               | 4 |
|    | （1）補助事業の内容又は経費の変更 .....                    | 4 |
|    | （2）補助事業の中止又は廃止 .....                       | 4 |
| 10 | 経理上の留意事項 .....                             | 4 |
|    | （1）補助対象経費の内容 .....                         | 4 |
|    | （2）支払い方法 .....                             | 4 |
|    | （3）その他の注意事項 .....                          | 4 |
| 11 | 補助事業終了後の留意事項 .....                         | 5 |
|    | （1）経理関係書類の保存 .....                         | 5 |
| 12 | Q & A .....                                | 5 |

## 1 目的

本補助金は、高梁川流域圏の中小企業者等が、圏内地域資源を原材料とする商品の販路拡大に資する商品改良の取組を行う場合に必要とする経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、高梁川流域圏全体の産業の振興に寄与することを目的としています。

※高梁川流域圏とは（倉敷市・新見市・高梁市・総社市・早島町・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市の7市3町のこと）

## 2 補助金の交付対象者

### （1）圏内地域資源を原材料とする加工食品又は製品を製造又は販売する中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（下表参照）であって、次のいずれかに該当するもの。

①高梁川流域圏内に住所及び事業所を有する個人事業主

②高梁川流域圏内に主たる事業所（※）を有する会社

※主たる事業所とは、本社機能を有する事業所又は登記上の本店所在地で事業実態がある事業所をいう。

| 主たる事業の業種                         | 中小企業者<br>（下記のいずれかを満たすこと） |             |
|----------------------------------|--------------------------|-------------|
|                                  | 資本金の額又は出資の総額             | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業、建設業、運輸業その他の業種<br>（下段3業種を除く。） | 3億円以下                    | 300人以下      |
| 卸売業                              | 1億円以下                    | 100人以下      |
| サービス業                            | 5千万円以下                   | 100人以下      |
| 小売業                              | 5千万円以下                   | 50人以下       |

（※）常時使用する従業員の数の定義については、中小企業庁のホームページを参照してください。

[https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.html#q3](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q3)

### （2）圏内地域資源を原材料とする加工食品又は製品を製造又は販売する法人等

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する就労継続支援を行う法人その他の団体であって、高梁川流域圏内に事業所を有するもの。

（注）同一の事業に対して、倉敷市又は他の団体から別に補助金の交付を受ける者、市税又は町税を滞納している者、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、宗教活動又は政治活動を目的とする者、公序良俗に反する事業を行っている者、事業実施に当たり必要な許認可その他必要な関係法令上の規定要件を欠いている者、その他市長が不適当と認める者は補助金の交付対象者外です。

### 3 補助の内容

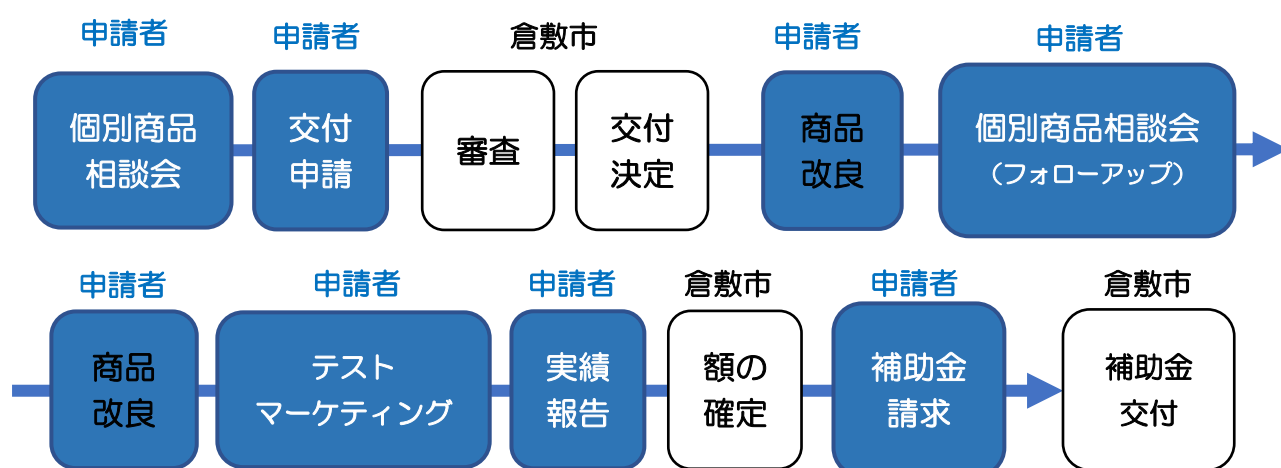
|        |                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象事業 | <p>圏内地域資源を原材料とする加工食品又は製品の改良（試作品の製造を含む。）に係る事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの。</p> <p>(1) 倉敷市における「高梁川流域地域資源活用推進事業」として実施される「個別商品相談会」において、商品改良に係る助言を受けて実施されるものであること。</p> <p>(2) 「高梁川流域地域資源活用推進事業」として同一年度を実施される「テストマーケティング」において販売し、市場調査を行うこと。</p> |
| 補助率    | 補助対象と認められる経費の2分の1<br>(ただし、1,000円未満切り捨て)                                                                                                                                                                                            |
| 限度額    | 10万円                                                                                                                                                                                                                               |
| 補助金の制限 | 1会計年度につき1回限り                                                                                                                                                                                                                       |
| 対象経費   | <p>原材料費、外注費、消耗品費</p> <p>(ただし、補助金の交付の決定を受けた日から「テストマーケティング」を開始する日の前日までの間に要した経費であること)</p>                                                                                                                                             |

＜備考＞「地域資源」とは高梁川流域圏内で生産又は加工される農林水産物又は鉱工業品

### 4 事業募集期間

～令和7年7月11日（金）

### 5 申請から補助金額確定までの流れ



### 6 申請手続

申請をお考えの方は、電話予約（086-426-3406）の上、事業の概要等がわかるものを添えて、商工課くらしき地域資源推進室 まで事前にご相談ください。

**（１）提出書類 ※様式は市 HP からダウンロードしてください。**

- 補助金交付申請書（様式第 1－1 号）
- 所定の事業計画書（様式第 1－2 号）
- 収支予算書（様式第 2 号）
- 現在事項全部証明書（法人の場合に限る）（発行日から 3 か月以内のもの）
- 市税又は町税納税証明書（発行日から 3 か月以内のもので写し可）
- 住民票の写し（個人の場合に限る）
- その他倉敷市が必要とする書類

6 月 2 5 日（水）・2 6 日（木）に開催される第 1 回個別商品相談会において、商品改良に係る助言を受けて実施される商品改良・試作が対象となります。

補助金の交付決定を受けた事業者は 8 月頃（日時は後日調整。）に開催予定の第 2 回個別商品相談会（フォローアップ）にも出席していただきます。

**（２）提出先及び提出方法**

提 出 先：倉敷市商工課くらしき地域資源推進室（本庁 2 階 6 番窓口）

〒710－8565 倉敷市西中新田 640 番地

提出方法：郵送又は持参

## **7 実績報告手続**

テストマーケティングが終了した日から起算して 30 日を経過した日までに、実績報告を行ってください。

**（１）提出書類**

- 実績報告書（様式第 3－1 号、第 3－2 号）
- 収支決算書（様式第 4 号）
- 経費の支払及び内訳を証するもの（請求書及び領収書・振込明細・振込依頼書・預金通帳の写し等）
- 補助対象事業の実施の状況が分かる資料（パッケージデザイン画・成果品等）
- その他倉敷市が必要とする書類

**（２）提出先及び提出方法**

上記 6（２）に同じ

## 8 補助金請求手続

実績報告書提出後、倉敷市は内容確認を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知します。金額確定通知書が届いたら、速やかに補助金請求を行ってください。

### (1) 提出書類

- 請求書（様式第5号）

### (2) 提出先及び提出方法

上記6（2）に同じ

## 9 その他の手続

上記6～8に加え、次の手続が必要です。

### (1) 補助事業の内容又は経費の変更

補助金交付決定後、交付申請書に記載した補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ倉敷市に連絡し、指示を受けてください。

### (2) 補助事業の中止又は廃止

補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、「中止（廃止）承認申請書」（様式第7号）を市に提出し、その承認を受ける必要があります。

## 10 経理上の留意事項

### (1) 補助対象経費の内容

費目ごとの補助対象経費の内容は、次の表のとおりです。収支予算書・決算書に対象経費を振り分ける際、参考にしてください。

| 経費区分  | 内 容                            |
|-------|--------------------------------|
| ①原材料費 | ●商品の改良等に係る材料費                  |
| ②外注費  | ●パッケージデザイン費、コンサルタント派遣料などの外部委託費 |
| ③消耗品費 | ●商品の改良やテストマーケティングに係るものに限る      |

### (2) 支払い方法

- 補助対象経費の支払いは、原則銀行振り込みにより行ってください（ただし、店頭で購入する等現金払いでしか対応できない場合を除く）。
- 銀行振込以外の方法で支払われている場合、領収書があっても補助の対象にならない場合がありますので御注意ください。

### (3) その他の注意事項

- 振込手数料及び送料は補助対象経費に含まれません。
- 補助対象経費には消費税、地方消費税、印紙税を含みません。

## 1 1 補助事業終了後の留意事項

### (1) 経理関係書類の保存

- 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

## 1 2 Q & A

Q 地域資源の定義は何ですか。

A 具体的な定めはありませんが、その地域で生産・加工される農林水産品、鉱工業品又は鉱工業品の生産技術であって、倉敷市、高梁川流域圏又は倉敷市若しくは高梁川流域圏内の商工観光関係団体、農林水産団体等が地域資源として認識するものです。詳しくはお問い合わせください。

Q 同じ事業に対して、国や民間団体から補助金を受ける予定ですが、補助金の交付を受けられますか。

A 同一の事業に対して、倉敷市又は他の団体から別に補助金の交付を受ける者に対しては、補助金を交付しません。

Q 交付申請書の申請者欄の住所は？

A 個人事業主の方は住民票上の住所を、法人（会社）の場合は、法人登記上の住所を記載してください。

Q 交付申請書にある業種分類欄について、どの業種に分類されるのか判断する方法を教えてください。

A 中小企業庁のホームページを参照してください。  
[https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.html#q4](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q4)

Q 交付申請書にある「常時使用する従業員」の定義を教えてください。

A 中小企業庁のホームページを参照してください。  
[https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.html#q3](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q3)

Q 交付申請書に添付する納税証明書は発行日時が古いものでも構いませんか。

A 発行日から3か月以内のものとしします。

Q 交付申請書に添付する現在事項全部証明書は発行日時が古いものでも構いませんか。

A 発行日から3か月以内のものとしします。

**Q 交付申請書を提出したら補助事業を開始できますか。**

A 補助事業の着手時期は、原則として、交付決定のあった日以後になります。

**Q 補助決定を受けたのですが、事情により申請の取り下げを希望します。**

A 交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、当該交付申請を取り下げることができます。

**Q ポイントによる支払い、小切手や手形による支払い、他の取引との相殺による支払いは経費の支払いとして認められますか。**

A 認められません。

**Q 対象経費は現金で支払ってもよいですか。**

A 店頭での消耗品の購入の場合を除き、対象経費は、原則「銀行振込」で支払ってください。

なお、実績報告時に振込明細、振込依頼書、預金通帳の表紙及び該当箇所の写し等振込が完了したことが分かる資料の提出を求めます場合がありますので御留意ください。

**Q 他の取引との混合支払いは経費の支払いとして認められますか。**

A 混合支払い全体の金額が、対象経費の支払い分とその他の取引の金額の合計と合致することが確認できる場合に限り、認められます。

**Q クレジットカードでの支払いは経費の支払いとして認められますか。**

A 認められます。ただし、一括払い、分割払いともに、当該年度の実績報告書提出期限内に支払い（引き落とし）が全て完了したものについてのみ対象経費として認められます。なお、リボルビング払いは認められません。

**Q クレジットカードの支払いをした場合、実績報告書に添付する経費の支払い及び内訳を証するものとして、何が必要ですか。**

A ①店舗等が発行する売上票（お客様控え）、②カード会社からの明細、③口座からの引き落としが分かるもの（預金通帳の表紙及び該当箇所の写し等）を提出してください。

**Q 実績報告書に添付する経費の支払い及び内訳を証するものは、領収書等（領収書・振込明細・振込依頼書・預金通帳の表紙及び該当箇所の写し等）のみでよいのですか。**

A 原則として、請求書と領収書等をセットで添付してください。

なお、請求書がない場合は、領収書で内訳（内容）が分かることが必要です。また、領収書がない場合は、内訳（内容）が分かる請求書に加え、振込明細等支払いを証するものが必要になります。



Q 補助決定を受けた後、テストマーケティング開始日の前日までに商品の改良（又は試作品の製造）が間に合わなくなった場合は、どうなりますか。

A 補助金の交付対象とならないため、補助金の交付はできません。

Q 個別商品相談会に参加していませんが、補助金を申請できますか。

A 個別商品相談会でバイヤーのアドバイスを受けた事業者が対象となりますので、申請の受付はできません。

Q 個別商品相談会でのアドバイス以外の改良は補助金の対象にはならないですか？

A 原則、アドバイスの内容をうけた改良が対象です。程度にもよるので改良等を実施する前に市に御相談ください。実績報告書がアドバイスと大きく異なる場合は、補助金の交付はできません。

Q テストマーケティングで販売する商品も対象となりますか？

A テストマーケティングであっても、販売する商品は補助金の対象外です。

倉敷市文化産業局商工労働部商工課

くらしき地域資源推進室

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

TEL 086-426-3406

FAX 086-421-0121

Mail cmind-01@city.kurashiki.okayama.jp